令和８年 10 月 29 日

一般社団法人長野県経営者協会
会長　松下　正樹　殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和６年８月２日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を５％以下とする（令和 10 年まで）、年次有給休暇の取得率を 70％以上とする（令和 10 年まで）等が掲げられています。

こうした中で、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあることから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1　労働時間を適切に管理することに加え、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図ることで時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

（具体的な取組例）
- 経営トップによるメッセージの発信
- 勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度等の導入
- ノー残業デーの設定
- 年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）　　等

2　建設の事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

(1)　建設工事の発注者となる場合には、週休２日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること

(2)　荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

（具体的な取組例）
- 入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入
- パレット等の活用
- 十分な納品リードタイムの確保
- 運送を考慮した出荷時刻の設定　等

3　自社の働き方改革等により、取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4　月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の遵守も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

長野労働局長

木村　聡

長野労発雇均1013第1号
令和8年10月29日

一般社団法人長野県経営者協会長　殿

長野労働局長

令和８年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（御依頼）

厚生労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成４年法律第 90 号）が、平成 31 年４月から施行されている中、大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このような状況を改善するため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために令和元年６月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組を推進しております。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ寄せ」防止に向けた各種施策を講じることとしており、特に、11 月を「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置付け、同月に実施される「過重労働解消キャンペーン」と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的・効果的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスター・リーフレットを掲示・配布していただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌やホームページ等により周知していただきますよう、御協力をお願いします。

なお、リーフレット等は、以下に掲載しておりますので、併せて御活用ください。

○「しわ寄せ」防止特設サイト
https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

（担当）長野労働局　雇用環境・均等室（鳥谷）
TEL:026-223-0551